

概要報告書

2019 年度

事業種別	広域安全事業
団体名	認定特定非営利活動法人エンパワメントかながわ
事業名	デートDV電話相談事業および相談員養成事業
<p>恋人同士の間で起きる暴力を「デートDV」と言います。10代のカップルの3組に1組で起きていると言われるとても身近な問題です。DV防止法は、婚姻関係にある夫婦間での暴力の被害者を保護することができますが、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力の被害者に適用することはできません。また、好きな人から暴力を振るわれ、自分が悪いと思わされるため、被害者は暴力を受けていることに気づきにくい場合があります、気づいてもなかなか別れられないのが特徴です。</p> <p>デートDV被害を減らしていく為に、本事業では電話相談「デートDV110番」を毎週火曜日18時～21時、土曜日14時～18時までフリーダイヤルで相談を受け付けています。被害者本人だけではなく、加害に気づいた人、保護者や友人や教員等からの相談もあります。2019年度は、541件の相談を受け付けることができました。また、電話相談員の養成を行い、既に1名の相談員が誕生しました。</p> <p>下記は、電話相談員養成講座のチラシイメージです。かながわコミュニティカレッジと連携し、7日間の講座に7名が参加しました。</p>	
 <p>2019年度かながわコミュニティカレッジ連携講座 デートDV電話相談員養成講座</p> <p>受講生募集!</p> <p>「聴くこと」はその人の心のチカラを引き出すこと。 デートDVの被害を食い止めるため、あなたにもできることがあります。 デートDVについて、その構造を理解し、適切に相談対応できるスキルを学びませんか?</p> <p>デートDV110番 0120-51-4477</p>	

注) 上記の報告書は、助成対象団体が作成した報告書です。(公財)日工組社会安全研究財団では、記載された事業の内容等に関するお問合せには対応できませんのでご了承ください。